

# なくそう 歩きたばこ



## 仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例 (平成28年4月1日施行)

歩行喫煙とは、歩きながら、または、自転車やバイクに乗りながら喫煙したり、火をつけたたばこを持って道路や公園などの公共の場所を移動することをいいます。

たばこの火の温度は、700度から800度と非常に高温です。そのため、人混みの中での歩きたばこは、すれ違う人にやけどを負わせたり、衣服を焦がしてしまったりする可能性のある大変危険な行為です。特に、たばこを持つ手が子どもの顔のあたりになることもあり、子どものまぶたや目をやけどさせるなど、重大な事故につながりかねません。

歩行喫煙防止重点区域【重点区域】は、歩行喫煙の防止に重点的に取り組む区域であり、「歩行喫煙禁止」となります。

## 歩行喫煙防止重点区域【重点区域】 = 歩行喫煙禁止

重点区域



「人混みでの歩きたばこ」は危険です。

「危険な歩きたばこ」はやめましょう!

「たばこのポイ捨て」もやめましょう!



重点区域以外でも歩行喫煙等をしないように努めましょう。

## 仙台市 市民生活課

条例に関するお問い合わせ Tel. 022-214-6148 Fax. 022-214-1091